

店頭FX取引に係るリスク情報に関する開示

JFX株式会社

計測日時:

2025/11/28

店頭FX取引を行う金融商品取引業者は、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第28号の2の規定に基づき、特定通貨関連店頭デリバティブ取引(店頭FX取引)に係るリスク情報(イ. 未カバー率、ロ. カバー取引の状況、ハ. 平均証拠金率)を開示することが義務付けられております。

イ. 未カバー率は、23:00、25:00、27:00の3時点のうち未カバーポジションの額が最大となる時点で計測
ロ. カバー取引の状況は、23:00、25:00、27:00の3時点のうちカバー取引先における建玉の合計額が最大となる時点で計測
ハ. 平均証拠金率は、取引終了時点で計測

イ. 未カバー率 > カバーされていないポジションは、為替相場の変動の影響を直接受けることになります。

〔【計算式】 (未カバーポジション^(注) / 顧客の買い建玉 - 顧客の売り建玉) × 100〕

(注)顧客の建玉のうち、顧客の建玉同士で売り買いが対応しておらず、かつ、カバーされていない顧客の建玉

未カバー率

0 %

※全取引フルカバーのため、通貨ペア毎の未カバー率も0%となります。

ロ. カバー取引の状況 > カバー取引先が破綻した場合には、再構築コスト等が発生することになります。

〔【各区分の計算式】

(各区分のカバー取引先における買建玉と売建玉の合計 / 全カバー取引先における買建玉と売建玉の合計) × 100〕

【格付なし】

100 %

ハ. 平均証拠金率 > 証拠金率が低い場合には、顧客未収金リスクが大きくなります。

〔【計算式】 実預託額 / (顧客の買い建玉 + 顧客の売り建玉) × 100〕

平均証拠金率

26.9%